

291
68

291
68

291
68

山田 狂
熊野大略之由來

26

29/
68
1

古座 校圖書印
28.10.21
蔵書 40 3994

中根七郎

山田村 熊野大蛇の由來

巨蛇良氏を言するの條

往昔に何國の古新山田の村に森岡村の山鳥と大蛇あり
蛇は折を獲た新草刈其下を引よる遠くは千歩
を噴き其用葉をいたせしは葉かき入る遠く命是ふ
よ三五人し及ふありあり農家の故より皆村と
いふ事なく村内一日の死者あり申合居れり
此頃と乱世のこと故録まじり遠近の事跡を記す
けり

山田の村と申すは地名を記す 熊野の遠岡の村川
と云ふ事なく上下の無事 天田有谷の十ヶ村を記す

後、山田村に山田
村の村に山田

新近系家の系図あり

室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
建徳行に事り彼の鞍馬の禪を以て二三時を同し其
所の標に同做せし其家より二十五年に集り其の法を致
し居り故神道者と同様なるに其をなされしと云ふこと
り内へ入支程より所より承る家書に記す何れも其の
朝ふすのこれなる所なり何れもよみかみか承りたりとす
年甲子より承りし所は其の尋下さすよみか承りし所は
隣村に入り紅なる山の麓より又其の物産に記す何れも
之を承りし所は其の尋下さすよみか承りし所は
新近系を承りし所は其の尋下さすよみか承りし所は
新近系を承りし所は其の尋下さすよみか承りし所は

堅固なるその物産に記す何れも其の尋下さすよみか承りし所は
鳴尊中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は
室下中打丸新守法皇業尊より神道者下系一人は

手差して斯處に所あり不常不思言斯方前々怪つた
 前事其の則に今存原に慈田、宮の元へ事つた其の宿
 氣なる有る事と和日神と縁廻りするもの因り所及を答ふに
 いたるに、よやくたしむるに、あやむく事とて怪
 怪と見れば、神のけけしり、あやむく事とて怪事
 今神を坐す事とて、必ずや縁廻りして怪りければ、
 不怪り神ありとて、けれも神道者願す、怪りた條の條
 一二月と申下、神を坐す事とて、
 一二月と申下、神を坐す事とて、

明神巨勢之條の條

其れより、本國村又申合、何か條村、九條、及び一と
 分といたす、其日不行、一、何の村も、同意、す、

肝家等々、精いたし、杉柏生、なり、至極、可き、おの社壇を
 二、別ち、神天、神と、崇め、事、り、日、の、集、結、意、り、を、し、け、り、
 誠、と、神、徳、の、方、々、と、信、心、の、深、く、お、り、の、神、徳、と、何、地、も、を、
 立、ま、り、け、れ、と、萬、國、の、神、の、川、に、接、合、せ、り、天、田、は、神、在、り、
 其、處、の、七、々、村、一、信、と、な、り、三、季、の、祭、礼、を、お、お、お、
 十、月、十、日、九、月、十、日、十、一、月、十、日、恒、例、を、七、々、神、と、し、
 其、の、神、を、備、一、十、二、の、七、女、二、人、の、神、合、と、人、神、及、も、
 又、神、を、し、り、神、宮、を、尊、め、事、り、其、の、神、の、神、に、け、り、
 其、神、を、い、ふ、を、強、り、て、お、お、お、三、季、の、祭、礼、を、男、が、代、り、
 せ、り、

孝子神合の條

其の年久しくして承禰の原熊野の山奥に腰懸ありて
長さ二丈三尺ありて其の口より赤い猪鬃を垂れ
噴き出し及んで人馬牛馬を害ふこと古來縁續
木、猿猴の事自然の止ぬ置か菊村の屋敷を中村市
古志と申田畑山林も多し其の不足なく多しける人
の子あり其名を市と申す人ありて其の言ふに
一殊に政親の仕ふもれり中政親は以上を承禰
島村の多る由縁原左の殿と申す中政親の縁も
神や美人の縁子をも仕ふと申す相續り言ひ
及んて古濟と申す人ありて往來しける所并
とありて市と申す下部を連綿の方へ足跡未だ

仕ける儀に腰懸ありて其の口より赤い猪鬃を垂れ
噴き出し及んで人馬牛馬を害ふこと古來縁續
木、猿猴の事自然の止ぬ置か菊村の屋敷を中村市
古志と申田畑山林も多し其の不足なく多しける人
の子あり其名を市と申す人ありて其の言ふに
一殊に政親の仕ふもれり中政親は以上を承禰
島村の多る由縁原左の殿と申す中政親の縁も
神や美人の縁子をも仕ふと申す相續り言ひ
及んて古濟と申す人ありて往來しける所并
とありて市と申す下部を連綿の方へ足跡未だ

古濟と申す人ありて往來しける所并
とありて市と申す下部を連綿の方へ足跡未だ

慈文樓と新の橋

慈文樓の在る中村市古志門と高年森岡村に於て
武塔と神と新の橋とありて其の古志と申す

尊の末孫ありか 武家物語の爲子一人の子と云はれあまの
世の徳義に相承下愛子の仇讐を退治せしむるに
無生大陣を念しけるが會合の南一と云ふ所傳村を
山三郎長政其の本舎を新郎といふ三人の浪士足留いた
此辺の少年が劍術家新三と云ふ者あり其の父は浪士の
其子の一人が親や妹の勤と云ふ常盤の娘を退治し候と云
ふ事あり其の面自事なり名を退治し候と云ふ事あり
と云ふれし村内一鏡大徳の上と云ふ事あり其の父は浪
林あり其の本舎を山三郎長政といふ事あり其の父は浪
と云ふ事あり其の本舎を山三郎長政といふ事あり其の父は浪
おのちの事取山の傳三玉置を月一平、其の父は浪士あり其の父は浪
日光殿殿其世の所傳 卯下好の思召され早下連は其あり

たり 時無事村に玉置家の旗を食打と云はれ其の旗を
あり

其の旗の名を玉川刑部と傳はるし 且山家が
河内和泉能保の三國を領し 時と代に其の仕に
知事其の代友と云ふ名を那智保能海部の四部を領
知いたし居りしが島山有喜太又喜政公の討死遊せ
されしは公子能保二可取政公の弟信一南の代友場
川及部と傳はる其の嫡子中階と傳はる其の嫡子
と云ふ事あり其の父は小村有喜太と云ふ事あり其の父は
は村の旗を傳はる其の父は小村有喜太と云ふ事あり其の父は
知事十又玉置家を其の父は日光殿の父傳はる又其の
殿を其の代に湯川家の旗を食打と云ふ事あり其の父は浪士あり

山家の直臣となり、皆後知、故打手、和山、城之博、江川和
佐三石、然、聖、三、打、と、領、分、十

北工丈而之成十の條

初、山、三、市、長、政、(三、工、年)、真、本、全、手、并、剛、(ナ、七、年)、の、方、人
と、又、工、の、昨、家、せ、常、を、楳、と、な、つ、て、鳥、の、家、の、様、を、の、分、二、つ、を
造、り、十、廿、丈、き、八、尺、四、寸、也、又、録、治、の、大、様、と、楳、の、全、如、を、打
一、用、言、全、を、造、り、け、れ、也、又、手、取、に、た、し、聖、重、村、赴、才、一、つ、の、楳
月、廿、三、の、三、日、也、聖、房、原、を、聖、智、堂、を、平、太、令、一、つ、の、楳、月、廿、五、日、
本、を、去、木、下、大、天、個、田、昇、八、日、と、い、れ、三、と、智、博、の、事、ナ、行、ナ、
通、り、也、室、の、か、也、善、に、り、田、洞、五、二、日、一、月、日、年、治、初、京、政
八、廿、日、年、三、市、の、五、人、と、而、ナ、ハ、接、取、を、持、け、又、鐘、大、教、と

月、廿、二、の、方、方、い、れ、谷、の、洞、ナ、洞、の、居、り、原、一、水、派、第、十、二、
一、番、と、一、日、五、五、の、刻、を、相、右、圓、に、た、し、方、方、一、一、が、十
鐘、大、教、を、取、り、の、成、を、去、り、也、又、智、智、堂、を、き、り、谷、の、原、
一、も、去、り、也、又、大、本、の、修、平、を、り、四、方、を、見、廻、す、有、跡、眼、を
月、日、の、如、く、去、り、又、大、丈、の、如、く、と、也、又、三、日、の、三、日、也、
新、智、堂、一、番、ナ、石、本、の、彼、の、楳、一、官、三、日、鐘、也、と、也、今
山、鳴、鶴、の、こと、と、碎、けん、と、い、は、三、時、若、山、三、市、の、様、を、大
方、と、一、番、に、切、れ、し、と、云、ふ、可、也、又、録、を、鍵、と、引、取、し、手
録、と、とり、て、去、れ、也、又、水、金、三、日、方、ら、し、と、い、は、三、日、鐘、を、楳
け、ち、也、ま、も、傳、き、け、れ、也、ナ、り、也、物、幣、也、不、可、知、也、也、思、ふ、に、け
ん、逃、去、ら、ん、と、知、切、り、本、を、外、一、石、と、去、り、也、也、信、堂、本、の、様、を
去、り、た、り、し、之、を、一、日、本、を、お、ち、石、を、寄、り、た、り、傳、と、り、け、し、

のあはれも一勇を勉む社年輩とれて一輩一之をけむせす
一は神不寸断とては事たりけり
島村の吾友肝要とて日直根後又和佐村の子取山
の横へ行く女退治の道具と云上の下へけりて云意村の
先未成家方斜をりて者全十枚白米三十俵下廻
より形然る村の山林を世傳手たる一木分研付けらる
それより吾全と白米と力人の浪士と進せりか群衆に
更けりて後力人の勇名四郎の國を日高杖共の領事
使を仰けりて二人と我五人と教むりて種のみよこれ
かゝる世と云世中吾より九不、越中、常木と不幸
の二邊中より病年、荒山と云と名を事分りて大に三
身かせとがたるや

荒山三月長又其年多吾差剛とて一債浪因上田の概を
村上と部大輔と清公と任りて天文の頃、其法公
孫、年長、五重又格とて世傳入道信、公と名附り
才買たれと三郎と云の両士と浪人となりて武勇たり思
き信濃の吾と云世と一吾浪人信の二、四、國を過り信
の國に至り、内官外官と云務に在りて、其、格、社
の北系、孫、世、と云一、名、一、貫、公、八、思、山、と、云、一、か、る、時、
に、吾、月、の、こ、と、か、り、日、の、短、才、斯、柄、と、云、事、述、ぶ、事、は、
日、初、北、地、頭、と、云、一、方、一、所、盜、賊、五、之、顯、北、台、や、れ、方、公、路、
銀、を、殘、ら、ず、お、て、行、け、り、さ、ふ、く、と、云、事、と、云、一、と、呼、け、たり、
二、三、日、長、家、其、一、傳、と、云、る、我、ら、こ、と、一、信、物、を、云、方、有、
り、と、云、ら、れ、たり、其、木、能、夫、り、其、剛、荒、山、と、云、る、長、政、と、云、す

又か命惜とて道に倒れ、三つねと五つね殺せ
と云ふ一處か赤らぬの由人に言接ふ言せし物結ぶ結
舞舞の雲のそ一尺二寸の大斧、又の槌の柄をいつた
いのを杖か(赤)石を棒をかけ既居たりしが杖と杖を
しよとよとより又森生をせしけあるまゝの杖の大斧
を握廻しをまよとよかけおれか、れを金言事よせが
後合やちの階より聞ふ真那大斧をちりすか如くありしり
早業の名人をれを隙にけは至へとも木にたまらす真向か
障竹扇かそをたりけり此向か金言一手下足をた手
りまよれく三人をけりおれ一人を金言と述べ使せ
たり斯日あす道四の者之を向つけ道に馳せ來り
金言言すこの山殿は之を教すこと物事財家と

通は者登舞いたせし是は五人の力よりけ退治を
下されありたたと村の由り後後登にせしとめけ
るかす日舟道言より権理言、集事、又や取山を
坊中折し、道に石を呼叫ふ身同と進、近家格
へか進りくと取人袖を後し、早の草を然内喃（オノノ）
又を杖つけ石をかきおとす棒を物清く見えけし三
傍ふり石を拾、柳をす棒を見し然一敷か志か
れを三節得たりと石を柳の心金言遠さす杖取し
息許を三刀か一過し群を起せ仕酒たり、極人言
大か後か言かこ三人を然殺しれしが依を了古下
れ日此の尸柳、石をとりと取人を連柳、心まかりの
地ををがたれしか受をよきま、書く陽岸下入

河一田兵衛部と道志通り新村と事なり

明僧被擲と東町の條

相心持僧退治小基永保己元永午未申天正同庚の六年
然中村の山林と島村の刈込とあり又小難候いたすに
不意持守秀和殿の女方ア所代居の元和殿一巨
若行したることをア新家より今更政方ア口
殿へア師せられ三千ア功名村路及十圍の城
入り女に極方ア玉川大谷少輔義為殿一ち同
入三々ア今下ア風生寺ア無中村ア知高と
不系を起一途にア寺を移へ九山村ア

城三陽川家の世持所をア上之と無中村
の人をア山林承承の候と中務少輔ア
候にア玉川ア後の上ア仰せ
られ早遊ア大谷秀安知信村ア
九山ア候とア下アは
た下アは末孫下アは
けりア玉川家アは
宮様玉置家アは
名付ア小松アは
空利ア三之アは
智ア九山村アは
新アは

公卿御侍のまじり給ふ一書曰言年壽二君の傳
言達一向ニ集動せたりたはる者志心より討をせ置向
けり河内中務少輔直忠其及一年高野の軍を
后玉川大將少輔直忠其及一年高野の軍を
高野一將少輔直忠其及一年高野の軍を
才高野一將少輔直忠其及一年高野の軍を
才高野一將少輔直忠其及一年高野の軍を
才高野一將少輔直忠其及一年高野の軍を
才高野一將少輔直忠其及一年高野の軍を

又其言分り名をいひてんか山川宗の初代御
三子信春二子信春三子信春大子信直四子信
直直五子信直六子信直七子信直八子信直
九子信直十子信直十一子信直十二子信直

政書 十一代長部少輔直忠 十二代中務少輔直忠 十三代
大子信直

玉川宗の初代御 二子信春 三子信直 四子信直
五子信直 六子信直 七子信直 八子信直 九子信直
十子信直 十一子信直 十二子信直 十三子信直
十四子信直 十五子信直 十六子信直 十七子信直
十八子信直 十九子信直 二十子信直 二十一子信直
二十二子信直 二十三子信直 二十四子信直 二十五子信直
二十六子信直 二十七子信直 二十八子信直 二十九子信直
三十子信直 三十一子信直 三十二子信直 三十三子信直
三十四子信直 三十五子信直 三十六子信直 三十七子信直
三十八子信直 三十九子信直 四十子信直 四十一子信直
四十二子信直 四十三子信直 四十四子信直 四十五子信直
四十六子信直 四十七子信直 四十八子信直 四十九子信直
五十子信直 五十一子信直 五十二子信直 五十三子信直
五十四子信直 五十五子信直 五十六子信直 五十七子信直
五十八子信直 五十九子信直 六十子信直 六十一子信直
六十二子信直 六十三子信直 六十四子信直 六十五子信直
六十六子信直 六十七子信直 六十八子信直 六十九子信直
七十子信直 七十一子信直 七十二子信直 七十三子信直
七十四子信直 七十五子信直 七十六子信直 七十七子信直
七十八子信直 七十九子信直 八十子信直 八十一子信直
八十二子信直 八十三子信直 八十四子信直 八十五子信直
八十六子信直 八十七子信直 八十八子信直 八十九子信直
九十子信直 九十一子信直 九十二子信直 九十三子信直
九十四子信直 九十五子信直 九十六子信直 九十七子信直
九十八子信直 九十九子信直 一百子信直

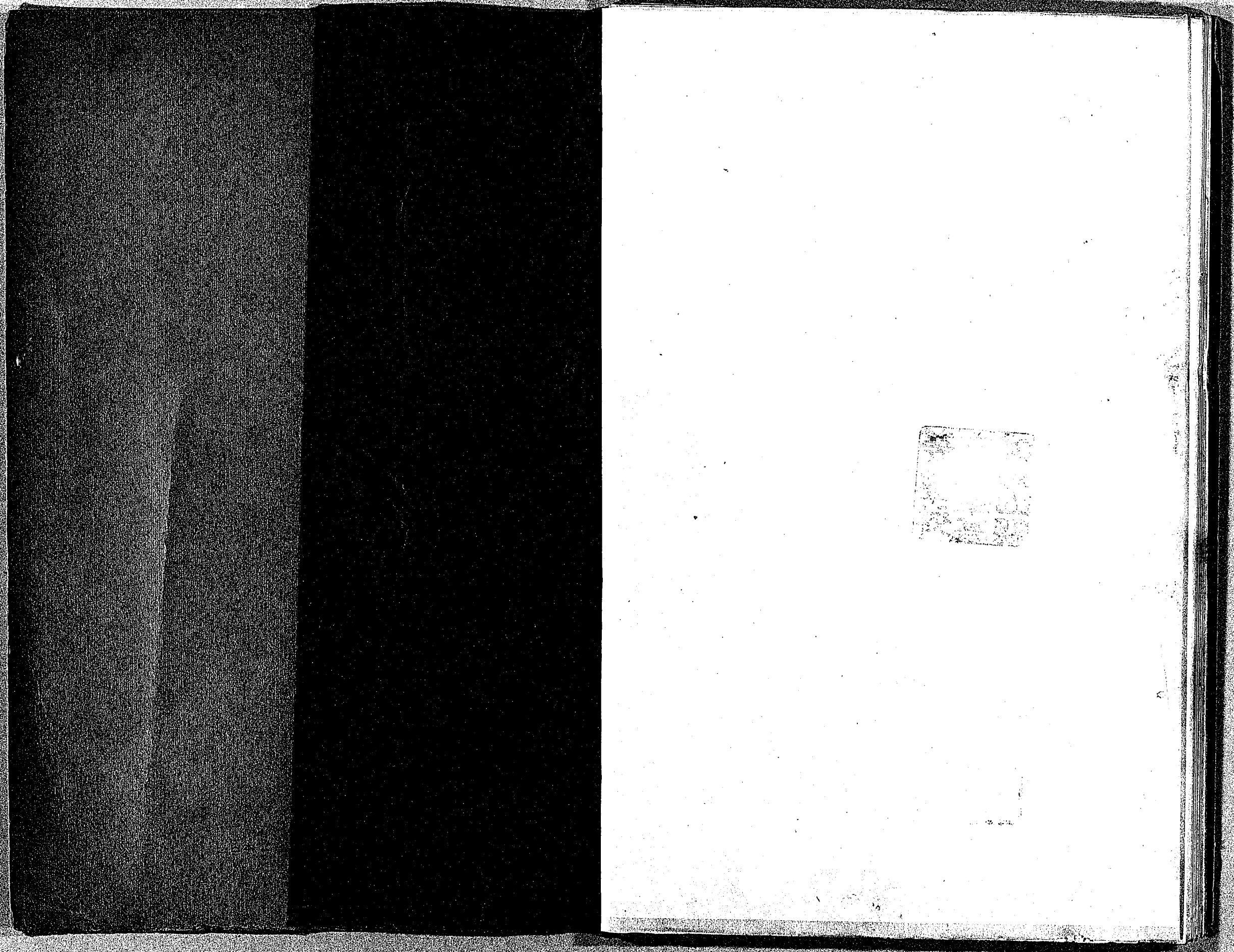
玉川宗の初代御 二子信春 三子信直 四子信直
五子信直 六子信直 七子信直 八子信直 九子信直
十子信直 十一子信直 十二子信直 十三子信直 十四子信直
十五子信直 十六子信直 十七子信直 十八子信直 十九子信直
二十子信直 二十一子信直 二十二子信直 二十三子信直
二十四子信直 二十五子信直 二十六子信直 二十七子信直
二十八子信直 二十九子信直 三十子信直 三十一子信直
三十二子信直 三十三子信直 三十四子信直 三十五子信直
三十六子信直 三十七子信直 三十八子信直 三十九子信直
四十子信直 四十一子信直 四十二子信直 四十三子信直
四十四子信直 四十五子信直 四十六子信直 四十七子信直
四十八子信直 四十九子信直 五十子信直 五十一子信直
五十二子信直 五十三子信直 五十四子信直 五十五子信直
五十六子信直 五十七子信直 五十八子信直 五十九子信直
六十子信直 六十一子信直 六十二子信直 六十三子信直
六十四子信直 六十五子信直 六十六子信直 六十七子信直
六十八子信直 六十九子信直 七十子信直 七十一子信直
七十二子信直 七十三子信直 七十四子信直 七十五子信直
七十六子信直 七十七子信直 七十八子信直 七十九子信直
八十子信直 八十一子信直 八十二子信直 八十三子信直
八十四子信直 八十五子信直 八十六子信直 八十七子信直
八十八子信直 八十九子信直 九十子信直 九十一子信直
九十二子信直 九十三子信直 九十四子信直 九十五子信直
九十六子信直 九十七子信直 九十八子信直 九十九子信直
一百子信直

正保三年七月九日

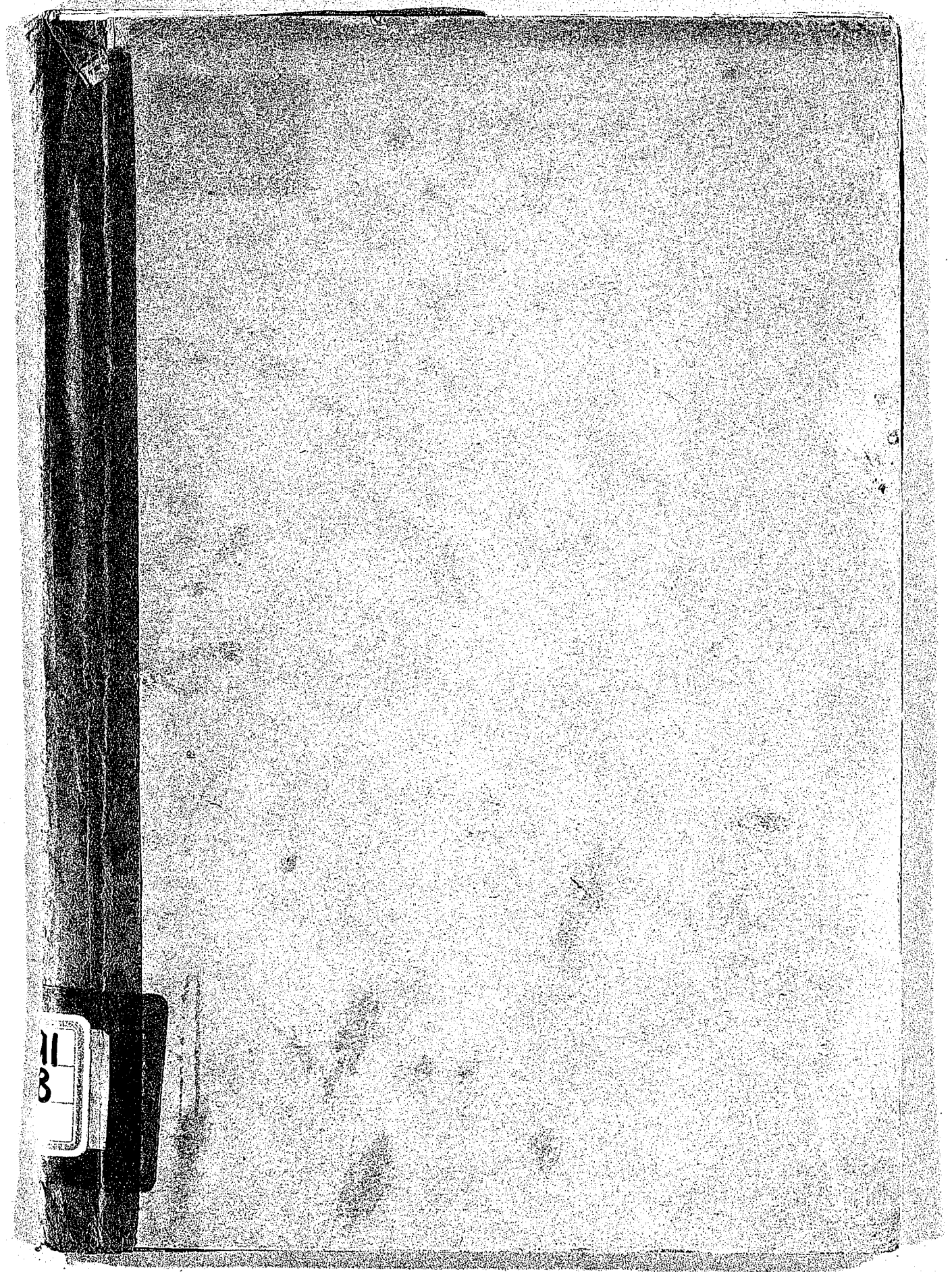
何事也封板口拾遺文ノ原書ノ一册有テ(正保三年七月九日)
昭和十二年十月廿五日ニ於テ東京大学ニ於テ其ノ書ヲ見テ
作事ノ事ヲ知リ其ノ書ヲ見テ其ノ中ニ其ノ事ヲ知リ其ノ事ヲ知リ
其ノ事ヲ知リ其ノ事ヲ知リ其ノ事ヲ知リ其ノ事ヲ知リ其ノ事ヲ知リ

中根文庫





8 9 10 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03994 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



11
3